

【6】在宅ケアをサポートする施設の比較

	老人病院(介護力強化病院)	療養型病床群の病院	老人保健施設	特別養護老人ホーム
機能	治療機能	療養機能を含む治療機能	家庭復帰 療養機能	家庭と同じ機能
対象者	病状の急性期又は慢性期の治療を要する老人	長期にわたり療養を必要とする患者	病状安定期にあり治療を要する必要はないがリハビリ、看護・介護を要する寝たきり老人等	在宅での介護が困難なため生活の場を必要とする寝たきり老人等
主たる要件	療養が必要な場合(治療が重点)	療養が必要な場合	リハビリ、看護・介護等の施設療養が必要な場合(入院治療は要さない)	居宅での介護が困難で常時介護が必要な場合(入院治療は要さない)
費用の支払	医療費 老人診療報酬による出来高払い 生保対象者に医療扶助	医療費 (老人)診療報酬による出来高払い 生保対象者に医療扶助	療養費 老人保健施設療養費・定額制 月264,810円～251,670円(類は279,630円～251,670円)	措置費 生活費全般について措置費を支給 生保対象者に医療扶助
利用者負担	入院一部負担 月21,300円・入院時食事療養費 月18,000円	入院一部負担 月21,300円・入院時食事療養費 月18,000円	利用料 施設ごとに設定(月約60,000円程度)	費用徴収 本人の所得に応じ負担(月約30,000円程度)
利用手続	病院と個人の契約	病院と個人の契約	施設と個人の契約	市町村長の入所措置
施設基準	病室(一人4.3㎡以上) 診察室 手術室 処置室 臨床検査室等 機能訓練室 談話室 浴室 食堂等 廊下幅 片廊下1.2m以上 中廊下1.6m以上	病室(一人6.4㎡以上) 診察室 手術室 処置室 臨床検査室等 デイルーム(2㎡/人以上) 浴室等 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上	療養室(一人8㎡以上) 診察室 機能訓練室(1㎡/人以上) 談話室(0.5㎡/人以上) 食堂(2㎡/人以上) 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上	居室(一人8.25㎡以上) 医務室 機能快復訓練室 食堂 浴室等 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上
スタッフ(入所100名)	医師3名 看護婦17名 介護職員13名 その他 薬剤師、臨床検査技師等	医師3名 看護婦17名 介護職員17名 その他 薬剤師、臨床検査技師等	医師1名 看護婦8名(類10名) 介護職員20名(類24名) PT又はOT1名 その他相談指導員等	医師1名(非常勤で可) 看護婦3名 介護職員22名 その他生活指導員等

【7】老人福祉施設の概要

施設の種類	目的および対象者
特別養護老人ホーム	65才以上で、身体上、精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において養護を受けることが困難なものを入所させる
養護老人ホーム	65才以上で、身体上、精神上、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させる
軽費老人ホーム	無料又は低額な料金で老人を入所させ、給食その他生活上必要な便宜を供与する (A型) 利用者の生活にあてることができる資産・所得・仕送り等の収入が利用料の二倍程度以下であって、身寄りのない者または家庭の事情等により家族との同居が困難なものの (B型) 家庭環境、住宅事情等の理由により居宅で生活することが困難なもので、利用者が自炊できる程度の健康状態であるもの (ケアハウス) 自炊できない程度の身体機能等の低下があり、また高齢等のため独立して生活するには不安が認められるもので、家族による援助を受けることが困難なもの
老人福祉センター	地域の老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与する
老人短期入所施設	65才以上で、養護者の疾病その他の理由により居宅で介護を受けることが一時的に困難となったものを短期間入所させ養護する
老人デイサービスセンター	在宅の虚弱および寝たきり老人等に対し通所又は訪問により入浴等各種のサービスを提供することにより、当該の老人の自立生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等をはかるとともにその家族の身体的な労苦の軽減をはかる 利用者の組み合わせによりA型からE型まで5種類ある
有料老人ホーム	常時10人以上の老人を入所させて、給食その他日常生活に必要な便宜を供与する